

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を
確保するための基本指針について

1. 基本指針とは

基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき、市町が、令和6年度から令和8年度までの第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を作成するにあたり、厚生労働省が基本的な方針を定めたもの。

2. 成果目標

【参考：基本指針から抜粋】

(第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標)

- ・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（成果目標）を設定することが適当である。

(第三-二-1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項)

- ・成果目標については、これまでの取組をさらに推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3. 活動指標

【参考：基本指針から抜粋】

(第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標)

- ・成果目標を達成するため、活動指標を計画に見込むことが適当である。
- ・成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。

(第三-四-4-(二))

- ・サービスの見込み量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能である。

- 一 福祉施設から一般就労への移行等
- 二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
- 三 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、

短期入所（医療型）

- 四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等
- 五 相談支援
- 六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等
- 七 発達障害者等に対する支援
- 八 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 九 相談支援体制の充実・強化のための取組
- 十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組